

支援金① 社交飲食店への支援金について

対象の社交飲食店とは

社交飲食店とは、店舗を構え、料理等を提供していることが条件で、食堂、レストラン、居酒屋、喫茶店、バー、スナックなどが対象です。

ホテル、旅館等は宿泊を伴わない宴会、会食の提供が可能な場合に対象となります。特定の方を対象にした社員食堂、店舗を持たない移動販売、テイクアウト・デリバリー専門店、コンビニ、スーパーなどは対象外です。

また、「社交飲食応援お食事券」の取扱事業者となることが支援金給付の条件です。

社交飲食応援お食事券とは

New !

市では、プレミアム付き「社交飲食応援お食事券」を5月28日から販売、券の利用開始日は6月1日を予定しています。1セット3,000円の飲食券を2,000円で販売、販売数は20,000セットです。社交飲食店で、このお食事券を取り扱うためには、事業者登録が必要です。

登録先は「網走商工会議所」、会議所会員以外でも登録でき、料金は無料です。

支援金を請求するには

New !

追加(2回目)の支援金は、5月下旬から請求に必要な書類を郵送しますので、内容を確認の上、市に提出して下さい。

食事券の事業者登録がお済みの方で、1回目の支援金をまだ受給されていない方は、既に請求に必要な書類を郵送していますので、内容を確認の上、市に提出して下さい。

事業者登録をしていない皆様は、「網走商工会議所」にて、事業者登録をしてください。登録が確認でき次第、市から支援金の請求に必要な書類を郵送します。